

第百四十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 二 号

平成十年一月二十三日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 今井 宏君

理事 平林 鴻三君

理事 古賀 一成君

理事 樹屋 敬信君

理事 久野統一郎君

住 博司君

中野 正志君

西川 公也君

持永 和見君

川端 達夫君

古川 元久君

白保 台一君

西村 章三君

春名 真章君

出席國務大臣

自治 大臣 上杉 光弘君

出席府委員

警察庁長官官房 金重 凱之君

総務審議官 嶋津 昭君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省財政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

委員外の出席者

地方行政委員会 黒沢 有君

専門員

委員の異動

一月二十三日

辞任

石橋 一弥君

稲葉 大和君

滝 実君

補欠選任

久野統一郎君

佐藤 勉君

戸井田 徹君

同日

久野統一郎君

佐藤 勉君

戸井田 徹君

補欠選任

石橋 一弥君

稲葉 大和君

滝 実君

一月二十三日

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。
ただいま付託になりました内閣提出、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

地方交付税法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○上杉國務大臣 ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由

とその要旨につきまして御説明申し上げます。
まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる必要があります。以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。個人の道府県民税及び市町村民税につきまして、当面の経済状況等を踏まえ、平成十年度限りの措置として特別減税を実施することとしたしております。この特別減税の額は、所得割額の範囲内で八千円に控除対象配偶者または扶養親族一人につき四千円を加算した金額とすることとしたしております。また、この特別減税においては、税負担の軽減効果が早期に実現することとなるよう、徴収方法についても特例措置を講じることとしたしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしたしております。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算においては、平成十年度分の所得税の特別減税等に伴い、平成九年度分の地方交付税が二千二百一十一億円余減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計

上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例として、同額を地方交付税の総額に加算するとともに、平成十三年度から平成二十年度までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算する額を変更することとしたしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十七日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方税法の一部改正
第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の三の次に次の三條を加える。
(平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の特例減税)

第三条の四 道府県は、平成十年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課

税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下本項及び第四項において

「個人の住民税の所得割の額」という。）が八千円（当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合）は、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額）を超える場合には八千円（当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合）は、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一元未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一元未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた）金額。第四項において「道府県民税特別減額割の額」といふ。）とし、個人の住民税の所得割の額が八千円（当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合）は、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額）を超える場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額とする。

一 当該納税義務者の第三十五条から第三十七条の二まで、前条第二項並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額

二 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の四、第三百十四条の七、前条第四項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割（第二百九十五条第二項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額

市町村は、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三百十四条の三

及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

4 前項に規定する市町村民税に係る特別減額
の額は、個人の住民税の所得割の額が八千円
(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養
親族を有する場合に、八千円に当該控除対
象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加
算した金額)を超える場合には八千円(当該納
税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有
する場合には、八千円に当該控除対象配偶者
又は扶養親族一人につき四千円を加算した金
額)から道府県民税特別減税額を控除して得
た金額とし、個人の住民税の所得割の額が八
千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は
扶養親族を有する場合に、八千円に当該控
除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円
を加算した金額)を超えない場合には第二項
第二号に掲げる額に相当する金額とする。
(平成十年度分の普通徴収に係る個人の市町
村民税に関する特例)

第三条の五 平成十年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（第三百二十八条の十三の規定により徴収するものを除く。以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。）の納期が第三百二十条本文の規定によつて定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

当該納稅義務者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額(前条第三項及び第四項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下本号において同じ。)からその者の普通徴収の個人の市町村民税の額を控除した額(以下本項において「普通

徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額」という。がその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下本項において「分割金額」という。)に三を乗じて得た金額をその者の特別減税前の普通徴収に係る個

人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下本項において「六月分金額」という。)に満たない場合には、六月中に定められている納期においてはその者の六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町

村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、八月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期及び八月中に定められている納

期において徴収すべき税額はないものとし、十月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその他の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、一月中に定められている納期においてはその者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三
百二十条の規定の適用については、同条中
「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附
則第三条の五第一項第一号に規定する特別減
税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の
額」とする。

3 市町村が平成十年度分の個人の市町村民税
（六月中に定められている納期から第三百二
十一条の七第一項の規定により普通徴収の方
法によつて徴収されることとなつたものを除
く。）を同項の規定により普通徴収の方法によ
つて徴収する場合については、前三項の規定
は、適用しない。

(平成十年度分の特別徴収に係る個人の市町村民税に関する特例)

第三条の六 第三百二十一条の五第一項の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

附則第六條第三項中「附則第三條の第三項及び第四項」の下に「並びに第三條の四」を加え、「同條第二項第二号及び第四項第三号」を「附則第三條の第三項第一号及び第四項第三号並びに第三條の四第一項第一号」に改め、同條第六項中「附則第三條の第三項及び第四項」の下に「並びに第三條の四」を加え、「同條第二項第三号及び第四項第二号」を「附則第三條の第三項第三号及び第四項第二号」に改め、同條第二項第二号に改める。

附則第三十三條の第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同條第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十三條の第三項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同條第二項第一号中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十三條の第三項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十三條の第四項中「第四項第二号」の下に、「同條第二項第一号」とあるのは「同條第二項第二号」とを加える。

附則第三十四條第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同條第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同條第二項第一号中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十四條第四項中「第四項第二号」の下に、「同條第二項第一号」とあるのは「同條第二項第二号」とを加える。

附則第三十五條の二第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同條第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十五條の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同條第二項第一号中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十五條の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五條の二第七項中「第四項第二号」の下に、「同條第二項第一号」とあるのは「同條第二項第二号」とを加える。

（地方財政法の一部改正）
第一條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の五を第三十三條の六とし、第三十三條の四の次に次の一條を加える。

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税に伴う地方債の特例）
第三十三條の五 地方公共団体は、平成十年度に限り、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一條の規定による改正後の地方税法（次項において「平成十年改正後の地方税法」という。）附則第三條の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額を埋めるため、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる平成十年度の地方債の額は、平成十年改正後の地方税法附則第三條の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる特例加算額 二千二百一十一億二千五百一十一万一千円

附則第四條の二第三項の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二千八百八十七億円」を「二千五百五十七億円」に、「三千六百一十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百六十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七十七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七條中「第四号」を「第四号の二」に改め、同條第二号の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二千八百八十七億円」を「二千五百五十七億円」に、「三千六百一十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百六十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七十七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

七十七億円を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成九年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年一月二十九日印刷

平成十年一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局